

## 第8章 環境の保全及び創造のための措置

### 8-1 基本的な考え方

本事業は、環境保全性を最も重視し、さらに資源やエネルギーの有効利用（資源循環性）、長期にわたる安定した稼働の確保（安定稼働性）、経済性などを考慮して施設を整備することを基本方針としている。周辺地域の環境への負荷の一層の低減に向けて、信頼性の高い排ガス処理設備の導入や適切な運転管理の継続により環境保全に取り組む施設とし、煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準を設定するなど、工事の実施及び施設の供用にあたって、大気質、騒音、振動、水質、土壌、動物、植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等による環境影響を極力低減する計画である。

本事業は、施設整備・運営事業者の決定後に性能発注方式に基づいて詳細な実施計画が行われることから、今後、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、施設整備・運営事業者が遵守すべき内容を明確化し、事業全体として適切に環境の保全及び創造のための措置を講じた上で、施設整備に取り組んでいく考えである。

なお、各措置の内容は、事業計画の具体化に伴い必要に応じて再検討し、関係機関の指導を受けながら適切に実施していく計画である。

### 8-2 事業内容の検討の経過と結果

事業内容については、周辺地域の環境への負荷の一層の低減に向けて、以下の事項に関して検討を行った。

- オオタカの保全及び措置
- 地域の環境保全に向けた環境保全目標の設定

#### (1) オオタカの保全及び措置

本事業におけるオオタカの保全及び措置に関する検討の経過と結果について、表 8-2.1に示す。

事前に近隣でのオオタカの生息情報を把握していたことから、方法書に先駆けて定点記録法による猛禽類調査を実施したところ、対象事業実施区域付近にオオタカの繁殖を確認した。これを踏まえ専門家からの助言を受け、また、方法書についての知事意見でも猛禽類の周年調査及び追加調査について言及を受けたことから、非繁殖期を含む周年調査や、追加調査を実施するとともに、枚方京田辺環境施設組合オオタカ保全専門家会議を平成30年11月30日に設置し、さらなる追加調査や保全措置、事後調査について助言を受けて準備書を提出したところである。

なお、オオタカに関する営巣場所等の詳細情報は、生息環境保護の観点から非公開としている。

オオタカ保全専門家会議に関しては、環境影響評価手続き後も、工事中・供用後の事後調査の終了まで継続し、オオタカの保全措置の実施状況などについて助言を求める予定としている。

表 8-2.1 オオタカの保全及び措置に関する検討の経過と結果

時期	保全及び措置に関する検討
平成30年1月	京都の自然保護団体へ既往情報などを聞き取り
平成30年1月～8月	猛禽類調査を実施（1繁殖期目） ・対象事業実施区域付近にオオタカの繁殖を確認
平成30年6月～8月	専門家へ追加調査等について助言を受ける
平成30年7月	方法書への知事意見（猛禽類の周年調査及び追加調査の言及）
平成30年9月～12月	非繁殖期の猛禽類調査を実施
平成30年9月～令和元年6月	追加調査を実施
平成30年11月	枚方京田辺環境施設組合オオタカ保全専門家会議を設置 ・オオタカの保全について、専門的な見地から助言を受けるため、鳥類生態学及び植物生態学を研究し地域に精通する学識経験者3名で構成する。
平成30年12月～令和元年10月	オオタカ保全専門家会議を複数回開催 ・追加調査等についての助言 ・影響予測の妥当性についての助言 ・保全措置の立案についての助言 ・事後調査についての助言
平成31年2月～令和元年7月	猛禽類調査を実施（2繁殖期目） ・対象事業実施区域付近にオオタカの繁殖を確認
令和2年4月	環境影響評価準備書の提出

## (2) 地域の環境保全に向けた環境保全目標の設定

本事業では、事業者の実行可能な範囲で環境への負荷の低減に向けて、施設が満足すべき環境保全目標値を設定し、施設整備・運営事業者には、要求水準書の中でその遵守を要求する。環境要素のうち、いくつかの項目については、法令で定められている規制基準値より厳しい値を設定している。

### 1) 大気質

煙突排出ガスの環境保全目標は、関係法令による排出基準や東部清掃工場の自主基準値と同等若しくは厳しい値を設定する。

表 8-2.2 環境保全目標 (大気質)

項目	排出基準等	環境保全目標
ばいじん ( $\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )	0.04以下	0.01以下
塩化水素 (HCl) (ppm)	約430以下 ( $700\text{mg}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 以下)	10以下
硫黄酸化物 (SOx) (ppm)	K値2.34 (数百ppm程度)	10以下
窒素酸化物 (NOx) (ppm)	250以下	20以下
ダイオキシン類 ( $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )	0.1以下	0.05以下
水銀 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )	30以下	30以下

## 2) 水質

生活排水及びプラント排水を下水道へ放流する際の水質は、京田辺市公共下水道条例（昭和60年京田辺市条例第18号）において定められている排除下水量別の排除基準のうち、排除下水量の最も多い区分に適用される基準に適合するようにする。

表 8-2.3 環境保全目標（水質）

項目	環境保全目標
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	0.5mg/L 以下
有機リン化合物	0.5mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.25mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	15mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	1 mg/L 以下
銅及びその化合物	3 mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/L 以下
鉄及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物（溶解性）	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2 mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
温度	45°C未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満
浮遊物質	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5 mg/L 以下
動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満
リン含有量	32mg/L 未満
よう素消費量	220mg/L 未満
ニッケル化合物	2 mg/L 以下
化学的酸素要求量	600mg/L 未満

### 3) 悪臭

悪臭については、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の規定により定められた、悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成21年京田辺市告示第37号）による規制基準を遵守する。

表 8-2.4 環境保全目標（悪臭）

#### [敷地境界線]（1号規制）

特定悪臭物質の種類	環境保全目標（ppm）	特定悪臭物質の種類	環境保全目標（ppm）
アンモニア	1以下	イソバレラルデヒド	0.003以下
メチルメルカプタン	0.002以下	イソブタノール	0.9以下
硫化水素	0.02以下	酢酸エチル	3以下
硫化メチル	0.01以下	メチルイソブチルケトン	1以下
二硫化メチル	0.009以下	トルエン	10以下
トリメチルアミン	0.005以下	スチレン	0.4以下
アセトアルデヒド	0.05以下	キシレン	1以下
プロピオンアルデヒド	0.05以下	プロピオン酸	0.03以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009以下	ノルマル酪酸	0.001以下
イソブチルアルデヒド	0.02以下	ノルマル吉草酸	0.0009以下
ノルマルバレラルデヒド	0.009以下	イソ吉草酸	0.001以下

#### [排出口]（2号規制）

特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

ここで、 $q$ ：流量（ $m^3_N/時$ ）

$He$ ：補正された排出口の高さ（ $m$ ）

$Cm$ ：特定悪臭物質の規制基準（ $ppm$ ）

規制対象となる 特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレラルデヒド、イソバレラルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
-------------------	--

#### [排水水]（3号規制）

特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水水中の濃度を許容限度とする。

$$C_{Lm}=k \times Cm$$

ここで、 $C_{Lm}$ ：排水水中の濃度（ $mg/L$ ）

$k$ ：係数で、下の表を参照（ $mg/L$ ）

$Cm$ ：悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値（ $ppm$ ）

規制対象となる 特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水水の量	kの値
メチルメルカプタン	0.001 $m^3$ /秒以下の場合	16
	0.001 $m^3$ /秒を超え、0.1 $m^3$ /秒以下の場合	3.4
	0.1 $m^3$ /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 $m^3$ /秒以下の場合	5.6
	0.001 $m^3$ /秒を超え、0.1 $m^3$ /秒以下の場合	1.2
	0.1 $m^3$ /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 $m^3$ /秒以下の場合	32
	0.001 $m^3$ /秒を超え、0.1 $m^3$ /秒以下の場合	6.9
	0.1 $m^3$ /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 $m^3$ /秒以下の場合	63
	0.001 $m^3$ /秒を超え、0.1 $m^3$ /秒以下の場合	14
	0.1 $m^3$ /秒を超える場合	2.9

#### 4) 騒音・振動

騒音及び振動については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）による規制を受けないが、工業地域の規制基準を目安として、下表に示す指定された地域における騒音の規制基準（平成21年京田辺市告示第31号）における第4種区域（その他の区域）の規制基準並びに振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準（平成21年京田辺市告示第34号）における第2種区域の規制基準を環境保全目標とする。

表 8-2.5 環境保全目標（騒音・振動）

項目		環境保全目標
騒音	昼間（午前8時から午後6時まで）	70dB 以下
	朝（午前6時から午前8時まで）	60dB 以下
	夕（午後6時から午後10時まで）	
	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）	55dB 以下
振動	昼間（午前8時から午後7時まで）	65dB 以下
	夜間（午後7時から翌日午前8時まで）	60dB 以下

## 8-3 環境の保全及び創造のための措置

### 8-3-1 工事の実施

工事の実施に係る環境の保全及び創造のための措置は、環境影響評価項目ごとに下記のとおりとする。なお、各事項は、本事業請負業者（造成工事業者、施設整備・運営事業者）への遵守事項とする計画である。

#### (1) 大気質

工事の実施に伴う大気質への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 粉じんの飛散を防止するために、必要に応じて敷地境界周辺に防じんネットや仮囲い等を設置し、適宜、散水を行う。
- 造成法面を緑化し、裸地面積を減少させる。
- 場内に掘削土等を仮置きする場合は、必要に応じて粉じんの飛散を防止するためにシート等で養生する。
- 残土の運搬を行う場合には、必要に応じてシートで被覆を行い、また、車両のタイヤ又は車体に廃棄物を付着させて走行することがないように、適宜、洗車及び清掃等を励行する。
- 建設機械は、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用する。
- 建設機械による負荷を極力少なくするための施工方法や手順等により施工する。
- 建設機械のオペレーターに対して、不要なアイドリングや空ふかしをしないよう指導する。
- 建設機械の整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による排出ガス性能の低下を防止する。
- 工事用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。
- 工事用車両のエコドライブの指導を徹底する。
- 工事用車両の整備、点検を徹底し、整備不良等による排出ガス性能の低下を防止する。

#### (2) 騒音

工事の実施に伴う騒音への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 騒音が発生する工事が同時期に集中しないよう、工事工程及び工事工法に配慮する。
- 早朝、夜間及び日曜・祝日の作業は、原則として行わない。なお、やむを得ず作業を行う場合には、その作業日数および作業箇所を必要最小限に抑え、周辺への騒音の影響を軽減する。
- 対象事業実施区域の周辺に工事用仮囲いを設け、周辺への騒音の影響を軽減する。
- 工事に伴う騒音をできる限り低減するため、低騒音となる施工方法を可能な限り選択するとともに、低騒音型の建設機械の採用に努める。
- 固定型の建設機械は、可能な限り敷地境界から離して配置する。
- 建設機械及び工事用車両は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。
- 建設機械及び工事用車両は、可能な限り無駄な稼働を抑えるように指導を徹底する。
- 工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。

### (3) 振動

工事の実施に伴う振動への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 振動が発生する工事が同時期に集中しないよう、工事工程及び工事工法に配慮する。
- 早朝、夜間及び日曜・祝日の作業は、原則として行わない。なお、やむを得ず作業を行う場合には、その作業日数および作業箇所を必要最小限に抑え、周辺への振動の影響を軽減する。
- 建設工事に伴う振動をできる限り低減するため、低振動となる施工方法を可能な限り選択するとともに、低振動型の建設機械の採用に努める。
- 固定型の建設機械は、可能な限り敷地境界から離して配置する。
- 建設機械及び工事用車両は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。
- 建設機械及び工事用車両は、可能な限り無駄な稼働を抑えるように指導を徹底する。
- 工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。

### (4) 水質

工事の実施に伴う水質への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 工事中における雨水等による濁水を防止するため、沈砂設備を設置して、一時的に雨水を貯留し、土砂を沈殿させた後に放流する。
- 堆砂容量を確保するために、必要に応じて沈砂設備の堆砂を除去する。
- 造成法面を緑化し、表土流出による濁水の発生を抑制する。
- 台風や集中豪雨等が予想される場合には、適切に沈砂設備に集水できるような対応を講じる。

### (5) 土壌

工事の実施に伴う土壌への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 重要な地形の改変を可能な限り低減できるよう、事業計画や工法等を検討する。
- 地形の改変による盛土や切土部分では、がけ崩れ等の危険性が高くなる場合があるため、土地の地形特性に対する十分な対策を行う。
- 工事に先立ち土壌汚染対策法に基づく届出を行い、必要に応じて、工事前に同法に基づいた調査を行う。また、汚染等が確認された場合には、同法に基づく手続きに従い、適切な対応を講じる。
- 対象事業実施区域外へ土砂を搬出する場合は、関係法令等を遵守し、適正に処理・処分を行う。



## (6) 動物

工事の実施に伴う注目すべき動物への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 工事の着手は、オオタカの感受度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に行う。
- 可能な限りオオタカの巣から離れた場所から施工を始め、馴化を促す。
- オオタカの求愛・造巣期～巣内育雛期は、可能な限り巣から離れた場所で施工する。
- 工事着手時は、オオタカの巣外育雛期以降にクレーンやダンプの稼働を開始させ、急激な視覚的な変化の低減を図る。
- 上記の環境保全措置を実施するため、工期延長してオオタカの繁殖活動への影響を可能な限り避けた造成工事とする。
- 煙突の施工はクレーンの稼働等が伴うことから、オオタカの巣から見える高さ以上の煙突は、オオタカの感受度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に施工する。
- 低騒音型機械等の環境に配慮した建設機械を採用する。
- 工事中はオオタカの繁殖状況について確認を行い、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。

## (7) 植物

工事の実施に伴う注目すべき植物への影響については、以下の措置を講じ、影響の代償を図ることとする。

- 事業による影響を受けると予測されるコクランの個体を、事業による影響を受けない類似の生育環境へ移植する。
- 移植個体の活着が良好でない場合は、専門家の助言を基に、必要に応じて追加対策を行い、適切な措置を講じる。

## (8) 生態系

工事の実施に伴う注目種への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 工事の着手は、オオタカの感受度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に行う。
- 可能な限りオオタカの巣から離れた場所から施工を始め、馴化を促す。
- オオタカの求愛・造巣期～巣内育雛期は、可能な限り巣から離れた場所で施工する。
- オオタカの巣外育雛期以降にクレーンやダンプの稼働を開始させ、急激な視覚的な変化の低減を図る。
- 上記の環境保全措置を実施するため、工期延長してオオタカの繁殖活動への影響を可能な限り避けた造成工事とする。
- 煙突の施工はクレーンの稼働等が伴うことから、オオタカの巣から見える高さ以上の煙突は、オオタカの感受度が比較的低いとされる巣外育雛期以降に施工する。
- 低騒音型機械等の環境に配慮した建設機械を採用する。
- 工事中はオオタカの繁殖状況について確認を行い、異常行動が確認された場合には専門家の助言を基に適切に対応する。

#### (9) 人と自然との触れ合いの活動の場

工事の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 工事用車両の運行にあたっては、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うように指導を徹底する。
- 環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。
- 工事用車両は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。
- 工事用車両は、可能な限り無駄な稼働を抑えるように指導を徹底する。

#### (10) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物等への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成29年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- 施設の建設にあたっては、廃棄物等の発生抑制を考慮した工事工法及び環境に配慮した材料を積極的に導入し、建設現場での廃棄物等の発生抑制に努める。
- 工事の実施に伴う発生土は、対象事業実施区域内の盛土材として極力再利用するほか、余剰分については、他の公共工事などへの活用に努める。
- 発生した土砂を仮置する場合は飛散防止等の周辺環境に配慮するように指導を徹底する
- 建設廃棄物等を搬出する際は、関係法令を遵守し、処理を適正に行う。また、可能な限り再資源化に努める。
- 車両のタイヤ又は車体に廃棄物を付着させて走行することがないように、適宜、洗車及び清掃等を励行する。
- 施設の設計にあたっては、建設時における建設副産物の発生低減や再利用に努める。
- 工事において、分別の徹底、工場加工資材の活用、搬入資材梱包の簡素化、適正処理の徹底等を指導する。

### (11) 温室効果ガス等

工事の実施に伴う温室効果ガス等への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年 法律第100号）に基づく物品の調達等に配慮し、積極的な省エネルギー型設備・機器の導入によって温室効果ガスの発生の抑制に努める。
- 工事工法や建設機械の選定に際しては、再使用あるいは再生利用が可能な資材を使用し、低炭素型建設機械を使用する等、省エネルギーに配慮するよう指導を徹底する。
- 建設機械や工事用車両は始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう指導を徹底する。
- 工事用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、環境負荷が高い複数の工程が集中しないよう適切な管理を行い、工事用車両の走行の分散に努める。
- 工事用車両の過積載防止に対する指導を徹底する。

### 8-3-2 土地又は工作物の存在及び供用

施設の供用に係る環境の保全及び創造のための措置は、環境影響評価項目ごとに下記のとおりとする。なお、各事項は、本事業請負業者への遵守事項とする計画である。

#### (1) 大気質

土地又は工作物の存在及び供用に伴う大気質への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- ごみ焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準値を遵守する。
- ダイオキシン類は、燃焼管理と排ガスの温度管理等による発生抑制とバグフィルタ等による排出抑制を行う。
- ばいじんは、バグフィルタによって捕集する。
- 硫黄酸化物及び塩化水素は、有害ガス除去設備によって吸着除去する。
- 窒素酸化物は、燃焼管理による発生抑制と触媒脱硝設備によって分解除去する。
- 施設利用車両が特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行う。
- 施設利用車両のエコドライブの指導を徹底する。
- 施設利用車両の整備、点検を徹底し、整備不良等による排出ガス性能の低下を防止する。

#### (2) 騒音

土地又は工作物の存在及び供用に伴う騒音への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 送風機や蒸気タービン発電機等の大きな音が発生する機器類は工場棟内部に納め、二重壁や内壁等に吸音材を貼り付ける等の防音対策を施す。
- 開口部を必要とする機器類は、低騒音型を採用し、必要に応じて防音対策を施す。
- ごみ収集車等の施設利用車両は、始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう関係機関に要請する。
- ごみ収集車等の施設利用車両は、適宜、アイドリング・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進や運行が集中しないよう適切な管理を行い、施設利用車両の走行の分散に努めるよう、関係機関に要請する。
- ごみ収集車等の運行が集中しないよう適切な管理を行い、施設利用車両の走行の分散に努める。

### (3) 超低周波音

土地又は工作物の存在及び供用に伴う超低周波音への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 設備機器類は、低騒音・低振動型機器の採用に努め、低周波音の発生強度を極力低減する。
- 低周波音の発生源となる送風機、タービン、発電機、可燃性粗大ごみ処理装置などは、建屋内への配置を基本とし、開口部は極力閉じた状態で稼働する。
- 設備機器の整備、点検を徹底する。
- 低周波音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。

### (4) 振動

土地又は工作物の存在及び供用に伴う振動への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 振動の発生源となる機器類は、強固な基礎上に設置するとともに、必要に応じて防振対策を施す。
- 開口部を必要とする機器類は、低振動型を採用し、必要に応じて防振対策を施す。
- ごみ収集車等の施設利用車両は、始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう関係機関に要請する。
- ごみ収集車等の施設利用車両は、適宜、アイドリング・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うよう、関係機関に要請する。
- ごみ収集車等の運行が集中しないよう適切な管理を行い、施設利用車両の走行の分散に努める。

### (5) 悪臭

土地又は工作物の存在及び供用に伴う悪臭への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- プラットホームの出入口には、悪臭が外部に漏れないよう自動開閉扉等を設置し、できる限り内部空気の漏洩を防止する。
- ごみピットへのごみ投入口には投入扉を設置し、ごみ収集車がごみピットへごみを投入する時のみ自動開閉し、プラットホームへの臭気の漏洩を防止する。
- ごみピットから発生する臭気については、ごみピット内の空気を燃焼用空気として利用してごみピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れないようにする。
- 排出ガス中に含まれる悪臭物質については、焼却温度を 850℃以上に保ち、悪臭物質を熱分解することにより、排出ガス中の悪臭物質を低減する。
- 焼却炉全停止中の臭気対策として、活性炭吸着装置等の脱臭装置を設ける。

#### (6) 動物

土地又は工作物の存在及び供用に伴う注目すべき動物への影響は小さいと予測しており、環境保全措置は講じない。

#### (7) 植物

土地又は工作物の存在及び供用に伴うほとんどの注目すべき植物への影響は小さいと予測された。一方、コクランは対象事業実施区域外に多く生育するものの、対象事業実施区域内や近接した場所に生育することから、土地及び工作物の存在の工事に伴う影響があると予測された。

ただし、前述のとおり、造成等の工事に伴う影響への環境保全措置としてコクランの移植を実施することから、施設の供用時には影響が予測される個体は存在しない。

以上のことから、環境保全措置は講じない。

#### (8) 生態系

土地又は工作物の存在及び供用に伴う注目すべき動物への影響は小さいと予測しており、環境保全措置は講じない。

#### (9) 景観

土地又は工作物の存在及び供用に伴う景観への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。
- 周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。

#### (10) 人と自然との触れ合いの活動の場

土地又は工作物の存在及び供用に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 建物・煙突の色彩やデザインは、地域景観と調和するものとなるよう配慮する。
- 周辺環境との調和がとれるよう、敷地内の積極的な緑化を図るものとする。
- ごみ焼却処理により発生する煙突排出ガスについては、関係法令による排出基準より厳しい自主基準値を遵守する。
- 送風機や蒸気タービン発電機等の大きな音が発生する機器類は工場棟内部に納め、二重壁や内壁等に吸音材を貼り付ける等の防音防振対策を施す。
- 開口部を必要とする機器類は、低騒音型を採用し、必要に応じて防音防振対策を施す。
- プラットホームの出入口には、悪臭が外部に漏れないよう自動開閉扉等を設置し、できる限り内部空気の漏洩を防止する。
- ごみピットへのごみ投入口には投入扉を設置し、ごみ収集車のごみ投入時にのみ自動開閉し、プラットホームへの臭気の漏洩を防止する。
- ごみピットから発生する臭気については、ごみピット内の空気を燃焼用空気として利用してごみピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れないようにする。
- 排出ガス中に含まれる悪臭物質については、焼却温度を 850℃以上に保ち、悪臭物質を熱分解することにより、排出ガス中の悪臭物質を低減する。
- 焼却炉全停止中の臭気対策として、活性炭吸着装置等の脱臭装置を設ける。
- 施設利用車両の運行が集中しないよう適切な管理を行い、施設利用車両の走行の分散に努める。
- 施設利用車両の始業前点検を励行し、適正な管理のもと使用するよう関係機関に要請する。
- 施設利用車両は、適宜、アイドリング・ストップを励行、制限速度の遵守、安全運転の励行、急発進・急加速・急ブレーキの自粛等のエコドライブの推進を行うよう、関係機関に要請する。

#### (11) 廃棄物等

土地又は工作物の存在及び供用に伴う廃棄物等への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成29年3月、京都府）及び「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）に示される循環型社会を構築するための基本方針に留意し、適正な廃棄物資源化の推進や適正処理を図る。
- 施設の設計に際しては、焼却灰等の飛散防止に留意し、焼却灰と飛灰とは分離貯留とする。
- 施設の維持管理や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生量の抑制に努めるとともに、適正に処理する。
- 廃棄物の有効利用を推進するため、分別排出を徹底し、職員や施設運営事業者への周知徹底及び適切な指導を行う。
- 工事の発注段階において、適正処理の徹底等を遵守するように指導する。

## (12) 温室効果ガス等

土地又は工作物の存在及び供用に伴う温室効果ガス等への影響については、以下の措置を講じ、影響の低減を図ることとする。

- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく物品の調達等に配慮し、積極的な省エネルギー型設備・機器の導入によって温室効果ガスの発生の抑制に努める。
- 焼却に伴う熱を利用して主に発電を行い、施設内で消費される電力を賄うとともに、余剰電力を売却する。また、施設に必要な熱源として利用することで、温室効果ガスの排出量削減に努める。
- 循環型社会・低炭素社会構築に加え、エネルギー問題についての理解を深めるという環境教育の観点から、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用する。
- ごみ質や燃焼温度の管理等を適正に行い、助燃料の消費量の低減を図る。
- ごみ収集車等の施設利用車両は、整備・点検を行い、不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速などの高負荷運転防止等を徹底する。また、搬入時間帯等の検討により、走行する車両の分散に努める。